

大規模水害(荒川)避難等対応方針について【概要】

別紙 1

ポイント

- 令和元年 10 月に発生した台風 19 号の振り返りを踏まえ、荒川氾濫などの大規模水害時にも対応できるよう体制整備を図る。
- 国・東京都による「広域避難」や「垂直避難」のあり方が、令和 2 年度末までにまとめられる予定である。そのため、記載の内容は、令和 2 年度出水期における仮運用とし、その運用結果および国や都の方針を踏まえ、令和 3 年度以降の方針を改めて検討する。

台風 19 号対応時の課題

①	風水害時の本部体制 <ul style="list-style-type: none"> ●土木部が持つ降雨・水位等から見る 危険度の知見を避難所開設や避難勧告の判断に十分活かせなかった。 ●計画運休も含めた職員参集体制が確立できておらず、交代等への対応が後手に回った。
②	風水害情報の発信・伝達 <ul style="list-style-type: none"> ●防災行政無線が聞き取りにくい、区公式ホームページが重い等、区民に防災情報が円滑に伝わらなかった。 ●町会・自治会(自主防災組織)に情報が伝わらなかった。
③	避難行動と避難所開設 <ul style="list-style-type: none"> ●現在は被害想定に応じた対応を行っており、急激な被害想定の変化(荒川破堤)への対応方針が未確定。 ●開設する避難所は気象情報や経験則を勘案し決定しているが、場当たりの印象を与えてしまった。
④	避難所運営 <ul style="list-style-type: none"> ●避難者に対して、従事者が少なかった。 ●避難スペースや備蓄物資の配付に違いが生じるなど、運営職員に十分な申し送りができていなかった。 ●感染防止対策への適切な対応が求められている。
⑤	要配慮者への対応 <ul style="list-style-type: none"> ●災害対策基本法に基づき作成している避難行動要支援者名簿の活用は地震を想定しており、水害時の対応が明確になっていなかった。

実施すべき対策の内容

- 土木部職員の技術的・経験則等による危険度を、素早く全庁的に共有できる体制を構築する。
- 各部の役割の明確化、BCP発動を見据えた要員確保の検討
- 防災行政無線以外にテレビデータ放送、ジェイコムチャンネル等の情報手段やホームページなど、広報いたばしの特集号などにより区民に広く周知する。
- 町会・自治会長等に事前に開設する避難所などの情報を伝達していく。
- 台風の規模や被害想定などを勘案して、フェーズ(局面)対応とし、刻一刻と変化する状況において最適な体制を可能としていく。
- 開設する避難所もフェーズ対応とし、予め開設ルールを定め、柔軟に対応できるようにする。
- 早い段階で縁故避難(親戚・友人宅への避難)の呼びかけを実施する。
- 従事要員増、従事者の統一的な運営ができる体制を構築していく。
- 水害対応向けの「避難所運営マニュアル」を作成する。
- 震災時は地域住民を避難所長として避難所運営を行うことになっているが、水害時の体制について地域住民との連携を検討していく。
- 避難所の感染防止対策の強化と、縁故避難等の呼びかけを実施する。
- 避難行動要支援者名簿運用マニュアルに水害時の対応を追加し、支援者との連携を図り、出水期前を目安に縁故避難など避難先の確保に努めていただく啓発を行い、台風などの接近前にも注意喚起を促していく。
- 現在、在宅人工呼吸器使用者のみ作成している「個別支援計画」について浸水想定区域に居住する要配慮者への拡大を検討する。

令和2年度 板橋区大規模水害 避難等対応方針（案）

前述の課題と実施すべき対策を踏まえ、令和2年度の出水期における取組改善の方針を以下のとおり定める。

- 1 風水害時の本部体制 「全庁体制で臨む水防本部の早期設置」（本編P4～5）
- 2 風水害情報の発信・伝達 「情報を的確に届け区民の判断を支援」（本編P6～8）
- 3 避難行動と避難所開設 「荒川と中小河川の氾濫特性を踏まえた対応」（本編P9～14）
- 4 避難所運営 「ハード・ソフト両面の充実と区民参画」（本編P15～20）
- 5 要配慮者への対応 「避難行動要支援者名簿の活用と縁故避難の推奨」（本編P21～22）

※ 新型コロナウイルスを含む、避難所における感染防止対策の強化については、「4 避難所運営」の中に記載し対応を行う。

※ 令和2年度は、板橋区地域防災計画(風水害編)の改訂は行わず、上記対応方針に基づく仮運用を実施し、その運用結果と国・都の方針を踏まえ、令和3年度以降の方針の更なる改善を図る。

今後のスケジュール

《令和2年度》

- ・6月26日（金） 本部運営訓練（第1回）
- ・～11月 令和2年出水期における仮運用
- ・令和2年度後半 東京都によるハザードマップ(新河岸川・白子川版)の改訂

《令和3年度》

- ・5月 庁議報告（令和3年度版）※国・都の方針や仮運用を踏まえ改善
- ・6月 議会報告（特別委員会又は企画総務委員会）（令和3年度版）
- ・令和3年度中 板橋区地域防災計画(風水害編)の改訂